



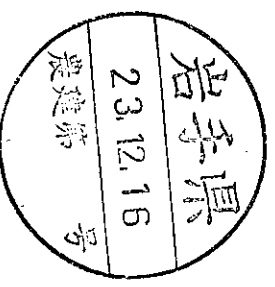
23北整第1096号
平成23年11月29日

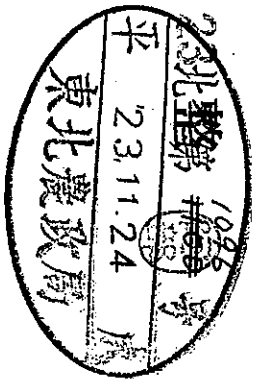
岩手県知事 殿

東北農政局長

農業基盤復旧復興整備計画策定事業実施要綱の制定について

このことについて、別添写しのとおり平成23年11月21日付け23農振第1905号をもって、
農林水産事務次官から依命通知があつたので、御了知の上、事業の適切な実施に御配慮
をお願いします。





23農振第1905号
平成23年11月21日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

農業基盤復旧復興整備計画策定事業実施要綱の制定について

平成23年度補正予算(第3号)が平成23年11月21日に成立したことに伴い、別添のとおり、農業基盤復旧復興整備計画策定事業実施要綱が制定されたので、御了知の上、本事業の適切かつ円滑な実施に特段の御配慮をお願いする。
なお、貴局管内の関係県知事*に対しては、貴職から通知願いたい。
以上、命により通知する。

※施行注意

* 関係県知事とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波により被災した県の知事とする。



農業基盤復旧復興整備計画策定事業実施要綱

平成23年11月21日付け23農振第1905号

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

第1 目的及び趣旨

東日本大震災に伴う津波により、太平洋沿岸部の農業地域において、農地・農業用排水施設などの農業生産基盤が壊滅的な被害を受けたほか、大規模な地盤沈下が発生しているなど、地域農業に大きな支障が生じている。このため、本格的な復旧・復興に先立ち、農業生産基盤の被災状況等の調査が進められてきたほか、被災市町村においては、農業を含め地域再生に向けた復興計画の策定が行われているところである。

このような中で、地域農業の再興に向けた農業生産基盤の整備を円滑に進めるためには、市町村の復興計画の策定作業との密接な連携の下、農業生産基盤の整備計画を検討し、併せて、地域の合意形成を通じた農地の大区画化や利用集積を促進する必要がある。

このため、農業基盤復旧復興整備計画策定事業（以下「本事業」という。）では、被災地を災害に強い新たな食料供給基地として復興するために必要な農業生産基盤の整備計画を策定するとともに、農地の復旧・整備に併せて農地の利用集積を図るために必要な農業者団体等の調査・調整活動を支援することにより、津波被災地域の速やかな復旧・復興に資するものである。

第2 事業の内容

- 1 本事業は、次に掲げる計画の策定及び調査・調整を通じて、津波被災地域の速やかな復旧・復興に資するものとする。
 - (1) 農業基盤復旧復興整備計画の策定
 - (2) 土地改良事業の実施に必要な計画の策定
 - (3) 農地集積のための調査・調整
- 2 農業基盤復旧復興整備計画の策定は、これまで国が実施してきた農業基盤復旧整序化検討調査等の調査結果等を踏まえ、津波被災からの災害復旧事業及びこれと併せた土地改良施設の改良や区画整理等の復旧関連事業の構想を有する地域等を対象に、農業基盤の復旧・復興構想を取りまとめた農業基盤復旧復興整備計画を策定するものである。

3 土地改良事業の実施に必要な計画の策定は、災害復旧事業及びこれと併せた復旧関連事業の構想を具体化させるために必要な調査・検討を実施するとともに、土地改良事業の実施に必要な計画を策定するものである。

4 農地集積のための調査・調整は、区画整理、換地等に伴う農地集積のための農業者団体等による調査・調整活動を支援するものである。

第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、第2の1の(1)及び(2)については国、第2の1の(3)については市町村、土地改良区又は農業協同組合とする。

第4 事業の実施手続

本事業の実施手続は、農村振興局長が別に定めるところにより行うものとする。

第5 事業に要する費用

本事業に要する費用は、第2の1の(1)及び(2)については全額国費負担とし、第2の1の(3)については農村振興局長が別に定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に助成するものとする。

第6 委任

本事業の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。